

【協議事項】

協議会及び部会での検討事項について

- | | | | |
|---|-----------------------------|------------|----------|
| 1 | 今後の協議会及び部会の検討事項について（スケジュール） | ・・・・・・・・・・ | 資料 1 – 1 |
| 2 | 小児医療・周産期医療に関する新規事業について | ・・・・・・・・・・ | 資料 1 – 2 |
| 3 | 令和 6 年度の災害訓練について | ・・・・・・・・・・ | 資料 1 – 3 |
| 4 | 働き方改革の取組みに関する調査について | ・・・・・・・・・・ | 資料 1 – 4 |
| 5 | 「1 か月児」及び「5 歳児」健康診査支援事業について | ・・・・・・・・・・ | 資料 1 – 5 |

【今年度の主な協議・検討事項】

①協議会（年 2 回の開催を予定）

- 協議会の組織及び運営 ※本日の第 1 回協議会
- 部会報告、その他協議・検討事項

②周産期医療検討部会及び小児医療検討部会（年2回の開催を予定）

- 今年度から実施する、小児・周産期医療に関する新規事業の検証を行う。
- 大阪府が主催となっている近畿ブロック災害訓練において実施する、小児周産期災害リエゾン訓練の検証・報告を行う。

【令和 6 年度のスケジュール（予定）】

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6.1月	2月	3月
協議会	第 1 回協議会							第 2 回協議会	
周産期部会 小児部会	第 1 回部会					第 2 回部会			

- ・第8次大阪府医療計画を踏まえ、令和6年度から下記の新規・拡充事業を実施。

【周産期医療】

- ①妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業（新規）
- ②新生児マススクリーニング検査に関する実証事業（新規）

【小児医療】

- ③小児医療連携体制・受入体制構築事業（新規）
- ④小児救急電話相談事業（拡充）

【小児・周産期医療】

- ⑤災害時小児・周産期医療体制確保充実事業（新規）

目的

妊産婦の自殺数が産科的合併症による母体死亡数を上回っていると言われ、妊産婦のメンタルヘルスカが大きな課題となっている。府ではこれまで産前・産後のメンタルヘルスをサポートするため妊産婦こころの相談センターを運営していたが、加えて精神疾患合併妊産婦の受入が一部医療機関に集中していることなど精神科医療機関の連携が課題となっている。地域で安心して出産できる環境の整備をめざし妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る各医療機関、市町村等と連携したネットワーク体制の構築を図る。

これまでの経過

【国等】

- H26 東京都監察医務院と順天堂大学の調査により自殺が妊産婦死亡の最大の要因であることが判明
- H26 産前・産後サポート事業、産後ケア事業開始
- H29 産婦健康診査事業開始
- H29 「自殺総合対策大綱」に妊産婦の支援の充実を追加
- R4 同大綱に妊産婦の支援を新たに「重点施策」に位置付け

【府の取組み】

- H28 大阪府妊産婦こころの相談センター開始
- H29 最重症合併症妊産婦受入体制検証会議での検討
- H30 妊産婦メンタルヘルス検討会開催（府・市町村）
- R1 精神保健懇話会での検討
- R2～ 市町村との事例検討会開催
- R5 精神疾患合併妊産婦受入に関する医療機関意見聴取

課題

【医療機関】主に精神疾患合併妊産婦

- ・産科・精神科領域の相互理解が進んでいないことにより、救急・高次搬送の需要、受入体制に負担が生じている。
- ・精神病床のある一部の高次医療機関に患者が集中、遠方への通院が必要となり府民にとっては不便。

【市町村】主にメンタルヘルス不調

- ・妊娠・出産を機にメンタルヘルスに不調をきたしているものの、境界域の方の支援に困難を生じている。
- ・地域で受診できる医療機関が少ない。
- ・専門家の助言を得つつ地域で支援する体制整備が必要。

事業内容

①ネットワーク構築・連携会議開催

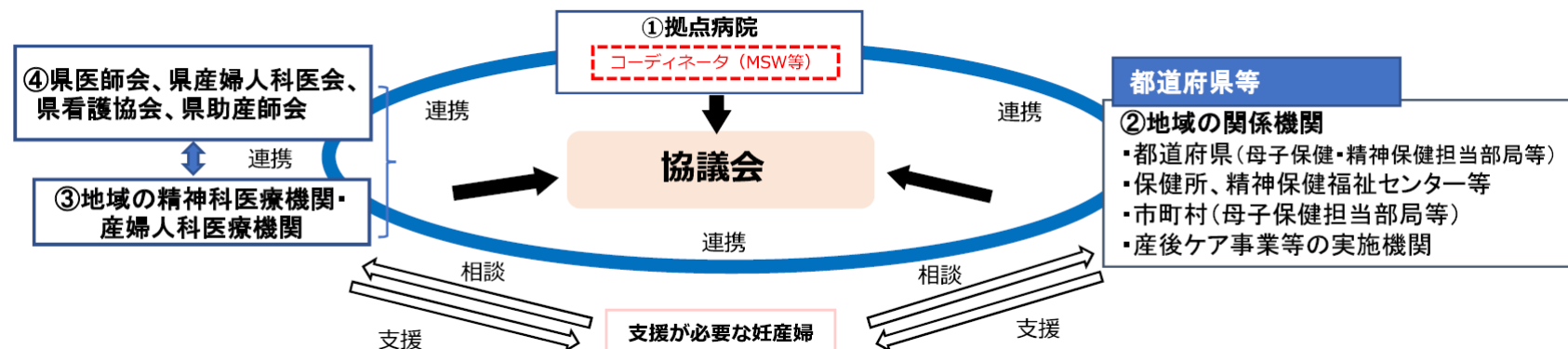
- ・妊産婦診療可能な精神科医療機関リスト作成、支援が必要な妊産婦を把握した場合のフォロー体制図や情報連携様式等の作成・検討
- ・関係者・関係機関による連絡会を設置・開催

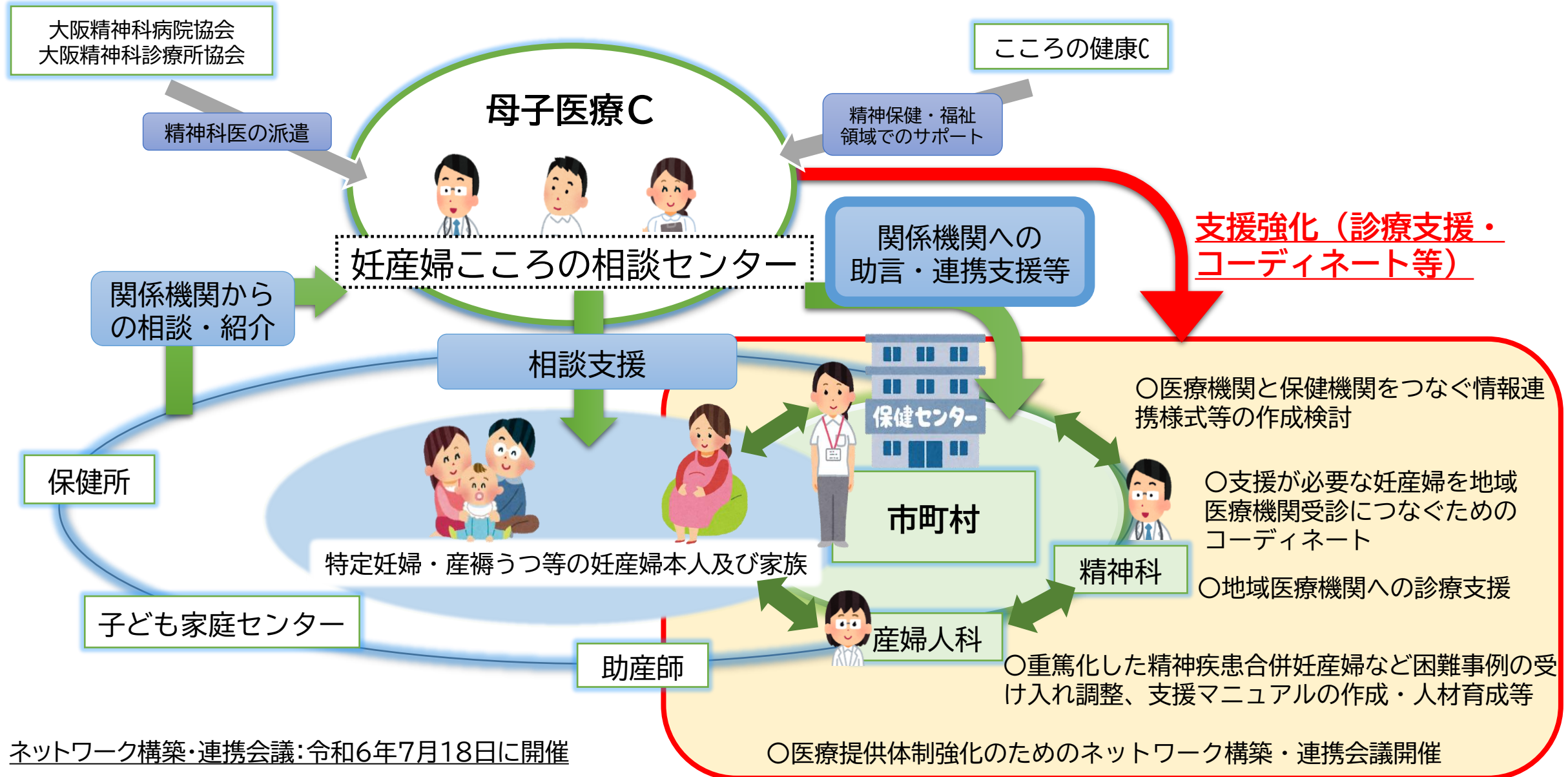
②相談・コーディネート業務

- ・拠点病院を設置し、コーディネーターを配置。
- ・支援が必要な妊産婦を地域の医療機関受診につなげるためのコーディネーターによる連絡・調整
- ・市町村等の関係機関や地域の精神科医療機関からのメンタルヘルスに関する相談や診療支援

③マニュアル作成、研修・事例検討会等

- ・精神疾患合併妊産婦支援マニュアルの作成・検討
- ・拠点病院から市町村等の関係機関や地域の精神科医療機関への専門家の派遣 等





ネットワーク構築・連携会議：令和6年7月18日に開催

■目的

新生児マススクリーニング検査（先天性代謝異常等検査）については、現在、都道府県及び指定都市において20疾患を対象に公費負担により実施されている。治療薬の開発等により、早期発見・早期治療が可能となった2疾患について、将来的な検査対象の拡大をめざし、国が実施する実証事業に参加する。

■内容

国の実証事業を活用した新生児マススクリーニング検査を新たに実施し、併せて、国の調査研究事業に対し検査データの提供をはじめとした連携・協力を行う。

（1）検査対象者：大阪府では府内（大阪市・堺市を除く）の分娩施設で出生した新生児

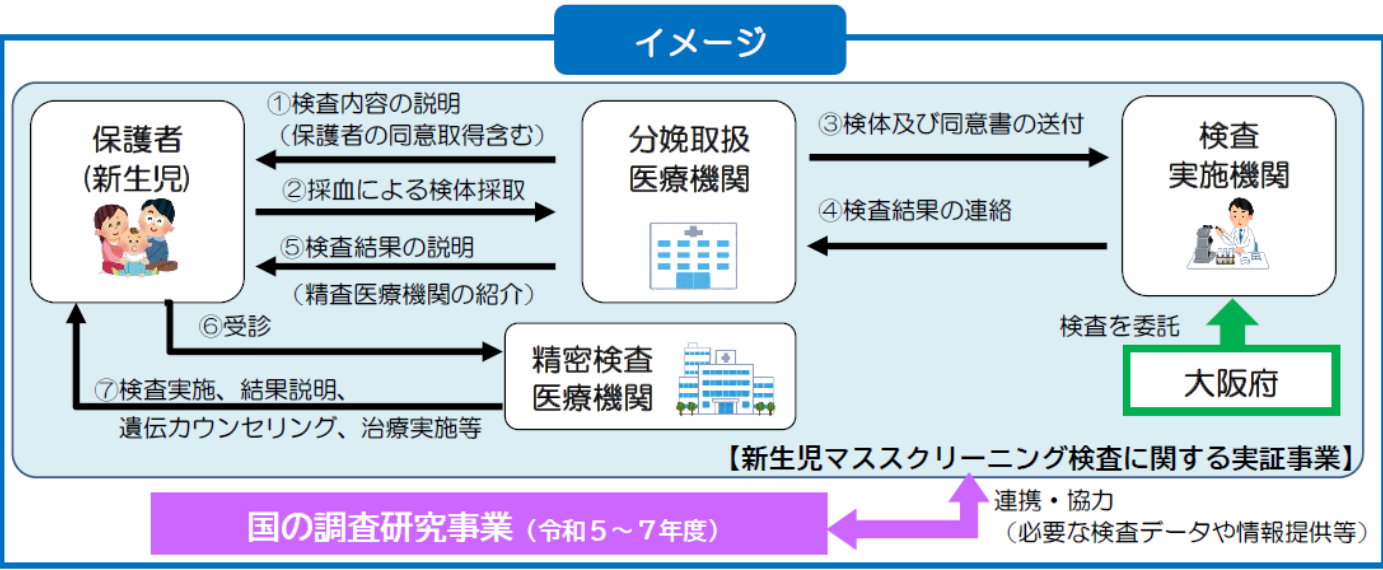
※検査には保護者の同意が必要。実証事業に係る検査費用は無料。

※大阪市・堺市についても、実証事業に参加。

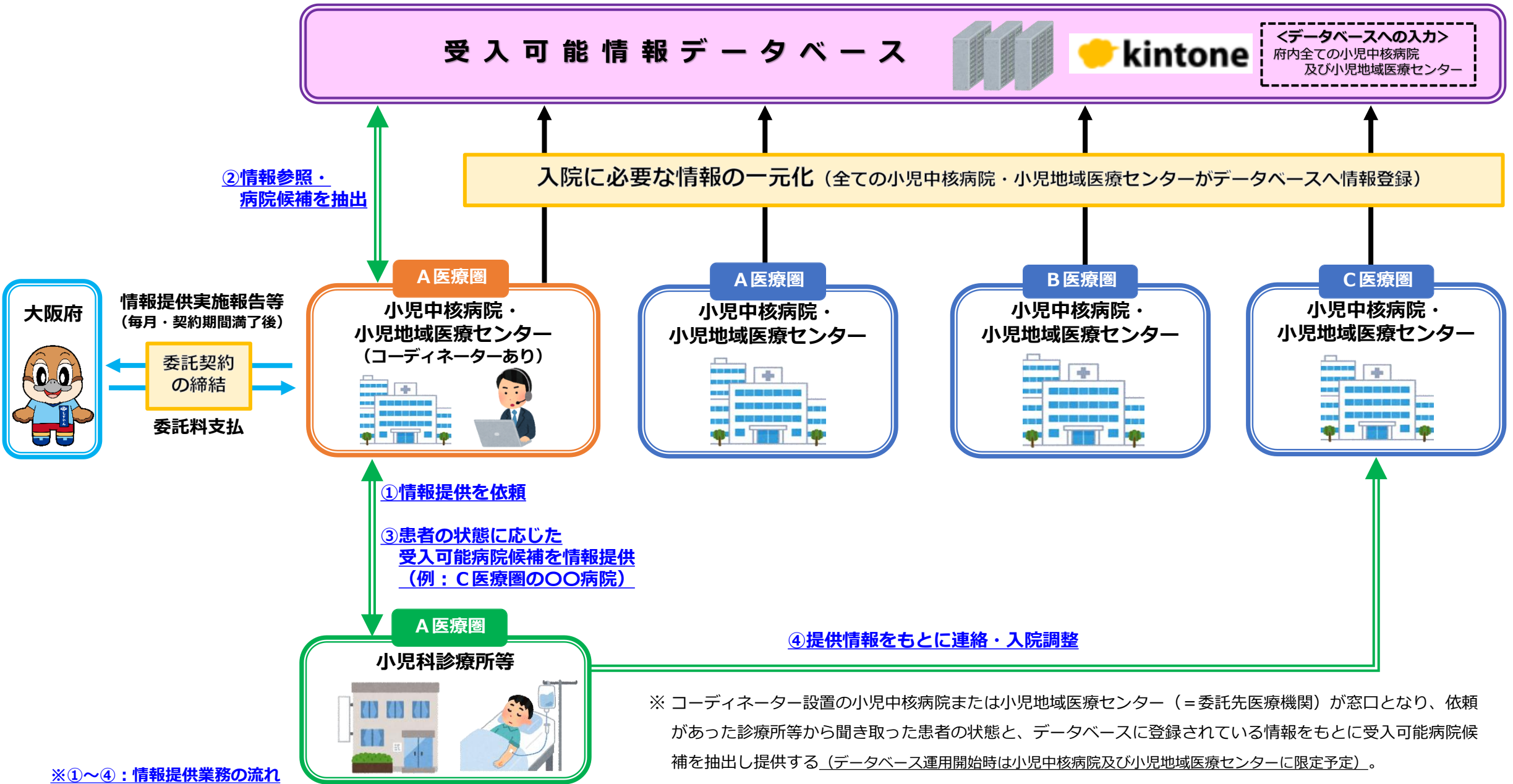
（2）検査対象疾患：①重症複合免疫不全症（SCID）及び②脊髄性筋萎縮症（SMA）

（3）検査実施機関（委託）：地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪母子医療センター

- ※実証事業への参画都道府県・指定都市
- 栃木県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県
滋賀県・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
広島県・佐賀県・熊本県
- さいたま市・千葉市・名古屋市
大阪市・堺市・神戸市・広島市・熊本市



- ・大阪府における重症複合免疫不全症（SCID）及び脊髄性筋萎縮症（SMA）の総検査数は、約8,000件（令和6年3月から同年5月まで）。
- ・上記うち、SCIDで陽性が1件（精密検査の結果、陰性と判明）。



1. 連絡会議の開催・運営業務について

- コーディネーター配置医療機関は、圏域内小児医療連絡会議事務局として、大阪府と連携のうえ、会議の開催・運営を担っていただきます（年2～3回の開催を想定）。

連絡会議事務局として担っていただく業務の内容

- ・ 連絡会議開催に伴う準備作業（日程調整、出席者への開催通知等）
- ・ 連絡会議の運営（議事進行）
- ・ 連絡会議終了後に行う業務（出席者への謝金支払、議事概要の共有等）

2. 連絡会議の参画メンバー、主な検討事項

連絡会議参画メンバー（案）

- ・ 二次医療圏内にある小児科拠点医療機関（小児中核病院及び小児地域医療センター）
- ・ 関係団体（大阪小児科医会、地区医師会）※小児科一般病院・診療所の代表として位置づけ
- ・ 大阪府災害時小児周産期リエゾン
- ・ 上記以外に、地域の実情を踏まえコーディネーター配置医療機関が適当と考える関係機関（行政機関等）

主な検討事項（案）

- ・ 二次医療圏内における小児医療提供体制に関すること（課題共有等）
- ・ 受入可能情報データベースに関すること
（情報提供事例の共有等）
- ・ 上記のほか、小児医療に係る情報交換に関すること

※このほか、府域全体の小児医療について府が会議を開催し、各圏域の問題の共有や、受入可能情報データベースの運用等について検討する予定。

（想定する参画メンバー：小児中核病院、コーディネーター配置の小児地域医療センター、大阪小児科医会、大阪府災害時小児周産期リエゾン等）

コーディネーター及び会議運営業務

二次医療圏	病院名	病院所在市区	指定の別
豊能	大阪大学医学部附属病院	吹田市	小児中核病院
三島	愛仁会高槻病院	高槻市	小児地域医療センター
北河内	関西医科大学附属病院	枚方市	小児中核病院
中河内	市立東大阪医療センター	東大阪市	小児地域医療センター
南河内	（協議中）		
堺市	堺市立総合医療センター	堺市西区	小児地域医療センター
泉州	泉大津市立病院	泉大津市	小児地域医療センター
大阪市北部 （都島/東淀川/旭/淀川/北）	大阪旭こども病院	大阪市旭区	小児地域医療センター
大阪市西部 （福島/此花/西/港/大正/西淀川）	愛仁会千船病院	大阪市西淀川区	小児地域医療センター
大阪市東部 （天王寺/浪速/東成/生野/城東/鶴見/中央）	大阪赤十字病院	大阪市天王寺区	小児地域医療センター
大阪市南部 （阿倍野/住吉/東住吉/西成/住之江/平野）	大阪急性期・総合医療センター	大阪市住吉区	小児地域医療センター

今後のスケジュールのイメージ

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
委託契約締結		圏域内での連絡会議① データベース内容・運用方法検討会議①			訓練を経て データベース改良		圏域内での連絡会議② データベース内容・運用方法検討会議②		
		データベース仮運用			災害訓練での試験運用	データベース本格運用			

現状・課題

- 災害時小児周産期リエゾンとは、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を円滑に行えるよう、保健医療調整本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都道府県に任命された者（平成28年度から養成開始）。
- 大阪府では、令和5年4月1日現在、小児科や産科の医師34名を任命しているが、半数以上が大阪府北部地震（平成30年）での活動を経験していないため、近い将来発生が予想される南海トラフ巨大地震などの大規模災害に対し円滑な活動が行えるよう実地訓練や研修を通じ経験者からの技能伝承が急務となっている。
- また、周産期医療・小児医療協議会の部会である小児医療体制検討部会の委員からもリエゾンに対する訓練の充実といった平時からの取組みの必要性が指摘されている。

事業内容

- 発災時を想定した実地訓練及びリエゾン以外の医師（主に、将来的にリエゾンを考えている医師）等を対象にした研修を実施する。
 - ・ 実地訓練の実施に向けた訓練内容及び実地訓練後に行う研修内容の企画（3回）
 - ・ 実地訓練及び小児周産期リエゾン及び訓練に参加したリエゾン以外の医師を対象にした研修の実施（1回）

【実地訓練の内容（イメージ）】

- 本部への参集
- 小児・周産期領域の情報収集、患者の搬送調整
 - ・ 周産期医療情報システムへの入力
 - ・ 災害時小児周産期リエゾンがシステムを用いた小児・周産期医療施設の被災状況や稼働状況、応需状況などを情報収集
 - ・ 被災地外への搬送を要する患者の搬送調整を実施（机上または訓練協力医療機関）
 - ・ 関係団体（小児在宅：大阪ショートステイ連絡協議会）がシステム入力した施設のライフライン、緊急ショートステイ受入可能なキャパ、付添の要否等をもとに、リエゾンが緊急ショートステイ入所をコーディネート。

【その他】

- 訓練協力医療機関の選定及び協力に向けた調整、訓練のシナリオ作成
- リエゾン以外の医師対象にした研修実施に向けた調整（講師選定、研修内容の検討等）

【情報収集・搬送調整訓練のイメージ】



【患者搬送訓練のイメージ】



訓練想定・日時

「上町断層帯地震（A型）」

2024.11.8 14:00発災（前日訓練予定）

2024.11.9 当日訓練予定

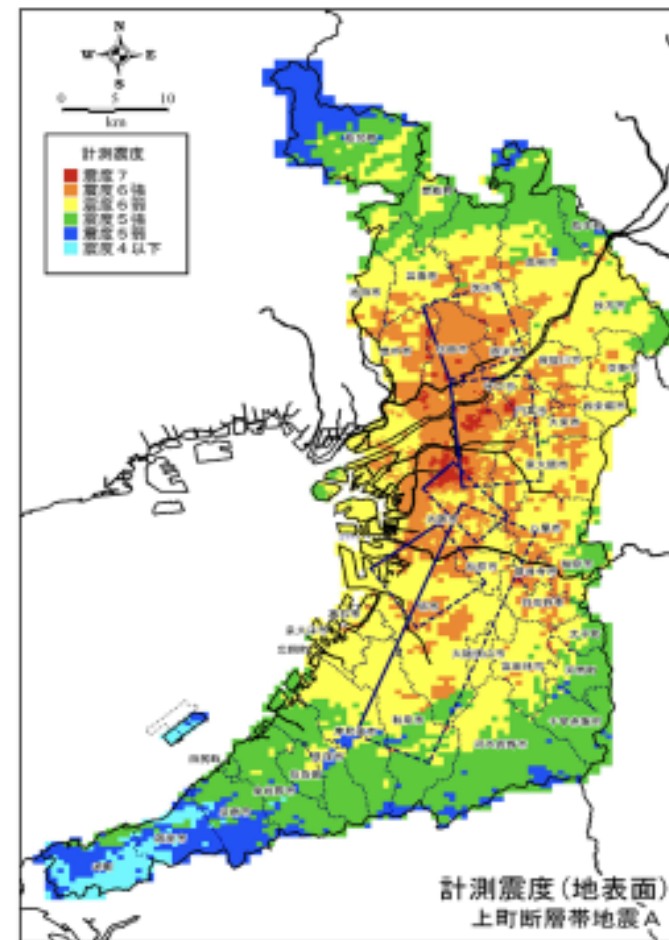
→ 小児・周産期医療の訓練を実施



震度分布（市町村別最大震度）

圏域	市町村名	最大震度
大阪市	大阪市	震度 7
北河内地域	守口市	震度 7
	枚方市	震度 6 強
	寝屋川市	震度 6 強
	大東市	震度 6 強
	門真市	震度 7
	四條畷市	震度 6 強
泉南地域	交野市	震度 6 強
	岸和田市	震度 6 弱
	貝塚市	震度 6 弱
	泉佐野市	震度 6 弱
	泉南市	震度 5 強
	阪南市	震度 5 強
泉北地域	熊取町	震度 5 強
	田尻町	震度 5 強
	岬町	震度 5 強
	堺市	震度 6 強
	泉大津市	震度 6 弱
	和泉市	震度 6 強
	高石市	震度 6 弱
	忠岡町	震度 6 弱

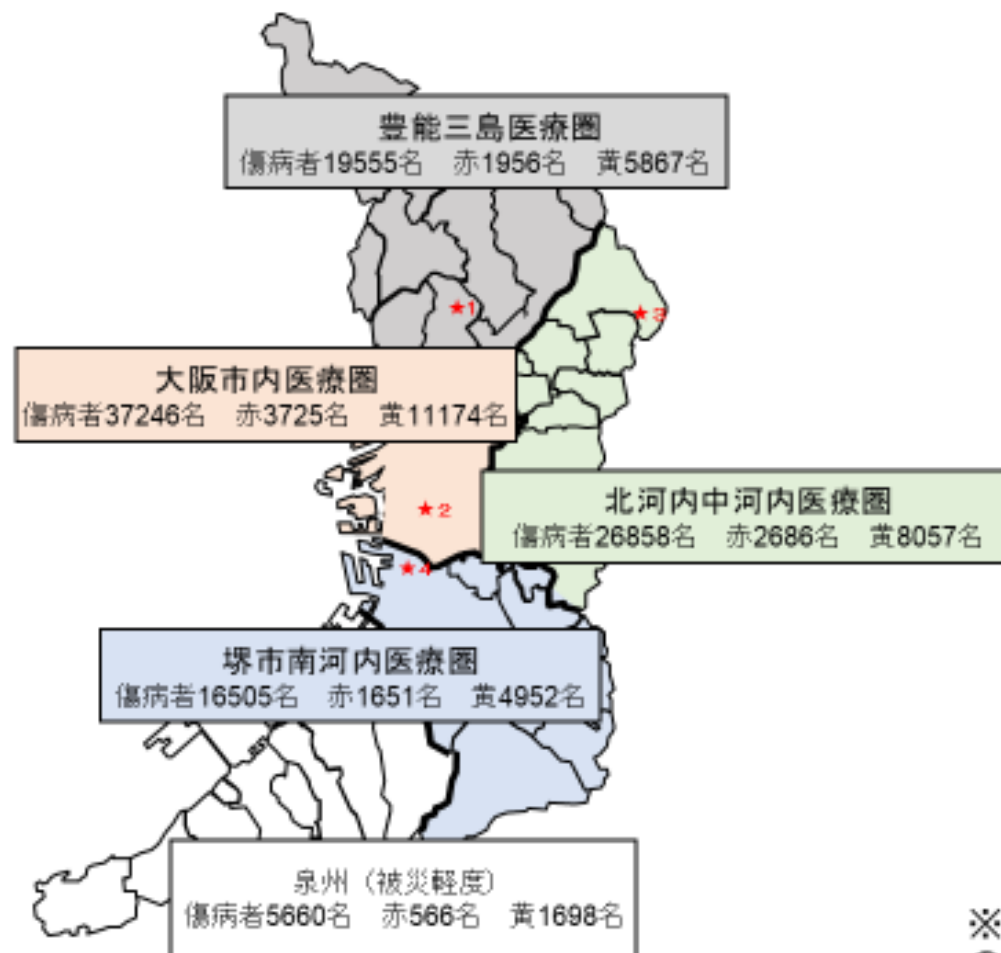
豊能地域	吹田市	震度 7
	豊中市	震度 7
	池田市	震度 6 強
	箕面市	震度 6 強
	能勢町	震度 6 弱
中河内地域	八尾市	震度 6 強
	柏原市	震度 6 強
	東大阪市	震度 6 強
三島地域	高槻市	震度 6 強
	茨木市	震度 7
	摂津市	震度 6 強
	島本町	震度 6 弱
南河内地域	富田林市	震度 6 強
	河内長野市	震度 6 弱
	松原市	震度 6 強
	羽曳野市	震度 7
	藤井寺市	震度 7
	大阪狭山市	震度 6 強
	太子町	震度 6 弱
	河南町	震度 6 弱
	千早赤阪村	震度 6 弱



第2回大阪府訓練検討部会資料 一部抜粋

想定傷病者数

傷病者105824名 赤10582名 黄31747名



	傷病者数	赤 傷病者数	黄 傷病者数
三島	6970	697	2091
豊能	12585	1259	3776
大阪市大阪東	37246	3725	11174
大阪市大阪西			
大阪市大阪南			
大阪市大阪北			
北河内	13391	1339	4017
中河内	13467	1347	4040
南河内	5325	533	1598
堺市	11180	1118	3354
泉州	5660	566	1698
合計	105824	10582	31747

※各医療機関への発災当日、翌日の搬入患者数は現在想定中

●訓練の内容について（案）

- ・小児周産期災害リエゾンの本部参集訓練
- ・小児周産期リエゾンの本部活動訓練
- ・患者搬送訓練（実働または机上） etc…

●訓練内容の検討方法について

- ・主に小児周産期災害リエゾンに参加いただく訓練企画会議で検討する。
- ・訓練企画会議については、訓練までに 2 回開催する予定。

【目的】

- ◆ 法施行後における各医療機関の勤務実態や労働時間短縮への取組みを調査し、状況を把握
- ◆ 得られた情報を活用し、大阪府医療勤務環境改善支援センターによる個別訪問支援や好事例の横展開などにより、更なる医療機関の取組みを支援
- ◆ 令和6年6月19日付で国から都道府県に【医師の働き方改革の施行後実態調査】の実施依頼があったため、府独自項目とあわせて、病院・有床診療所・休日夜間急病診療所（約700機関）に対して調査

【調査項目】

I 勤務状況

医師の勤務状況	・時間外労働時間数 ・勤務間インターバルの確保状況 ・宿日直許可取得状況 等
看護師の勤務状況	

II 医師派遣の状況

派遣先医療機関における医師派遣の実態及び4月以降の引き揚げ状況	・医師派遣の状況（引揚の有無） ・診療科 ・派遣元＜派遣等の差配元（医局）＞ ・引き揚げ医師数（常勤・非常勤別）
---------------------------------	---

III 診療機能への影響

救急	・縮小の有無、内容 ・今後の対応方針
周産期	
救急・周産期以外	

IV 働き方改革に資する取組み状況

人材確保	・タスクシフト・シェアの状況 ・特定行為研修関係について深堀り確認 ・ICT機器等導入状況 ・コンサル等を活用した組織改革、業務のアウトソーシング ・医師の働き方改革についての広報物活用状況 ・働き方改革に資する先進的な取組 等
設備整備	
外部有識者の活用	
来院者への制度周知	
その他先進的な取組み	

主な調査内容	
縮小を行った場合（予定も含む）	縮小の内容 〈診療時間縮小／産科対応医師削減／分娩取扱停止・削減／オープンシステム活用／ハイリスク妊娠受入制限等〉 ※縮小の理由については該当医療機関に個別ヒアリング
	地域の医療提供体制への影響 〈地域の医療提供体制の確保が可能/困難/不明〉
今後の対応方針 〈追加対応不要／BC水準申請／働き方の見直し／勤改センターに相談/地域の医療機関間で協議等〉	

現在、調査実施中（回答期限：7月24日（水））です。回答にご協力よろしくお願いいたします。

「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業

成育局 母子保健課

令和5年度補正予算：15億円

1 事業の目的

- 乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1歳6か月児」及び「3歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「3から6か月頃」及び「9から11か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たに「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする。
- ※ 本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援を行うことより、全国の自治体での「1か月児」及び「5歳児」の健康診査の実施を目指す。

2 事業の概要

◆ 対象者

- ① 1か月頃の乳児 及び ② 5歳頃の幼児

◆ 内 容

地域における全ての上記①及び②に該当する乳幼児を対象に、健康診査の実施に係る費用について助成を行う。

① 1か月児健診

実施方法：原則として個別健診

健診内容：身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見、こどもの健康状態や育児の相談等

② 5歳児健診

実施方法：原則として集団健診

健診内容：発達障害など心身の異常の早期発見（精神発達の状況、言語発達の遅れ等）、育児上問題となる事項、必要に応じ、専門相談等

◆ 留意事項

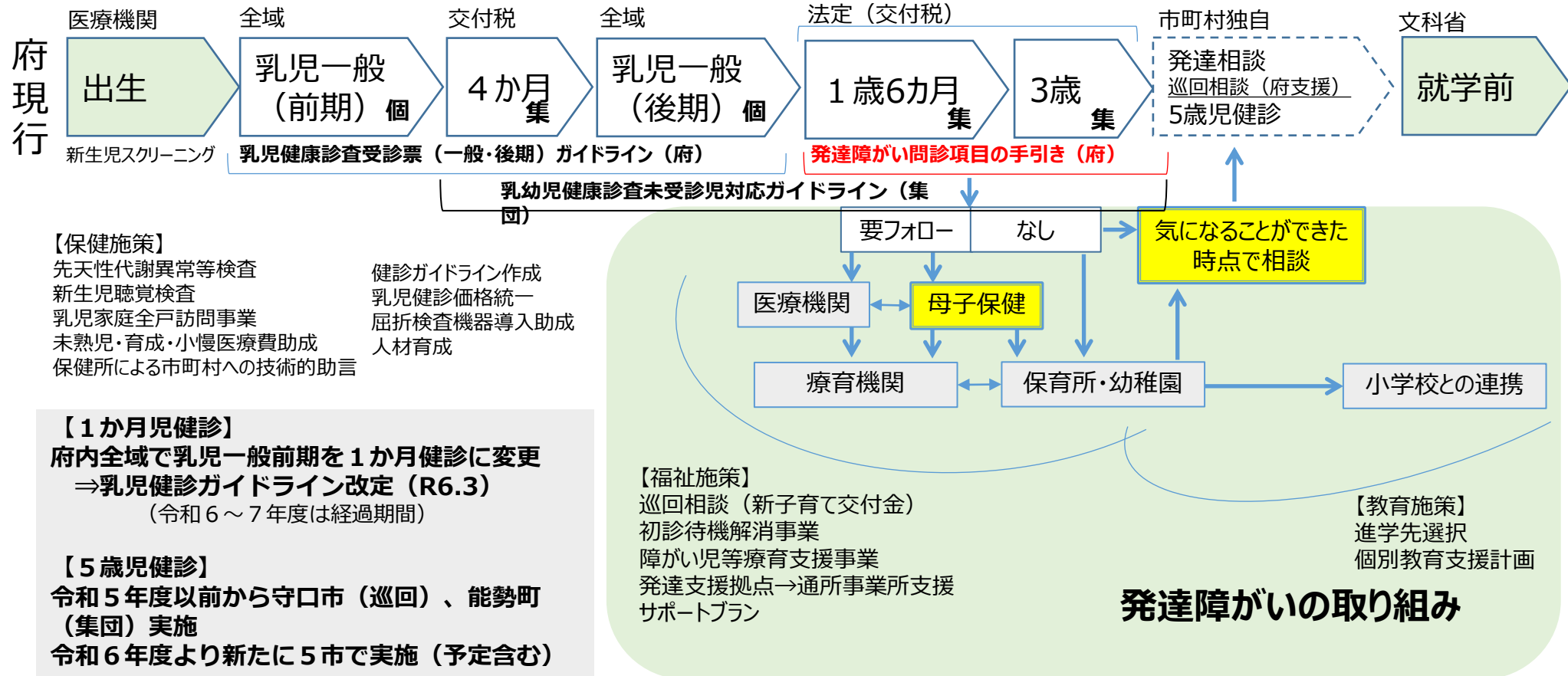
- (1) ①の健康診査の実施に当たっては、委託先の医療機関と連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより伴走型相談支援の効果的な実施につなげる。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。
- (2) ②の健康診査の実施に当たっては、健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこと。

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補 助 率：国1/2、市町村1/2

4 補助単価案

- ◆ 補助単価案：① 4,000円／人（原則として個別健診）
- ② 3,000円／人（原則として集団健診）



【今年度の取り組み】

- ・ 5 歳児健診の課題、取り組み方針を検討するためワーキングを 3 回程度開催予定
 構成：政令中核市、5 歳児健診実施市町、医師、庁内（健康医療部、福祉部、教育庁）
- ・ 第 1 回目を 5 月に実施し、医師等健診従事者、紹介先医療機関の確保、療育、教育との連携などサポート体制が必要との意見があった。
- ・ 府独自の取り組みとして発達障がい問診項目の手引きを作成、このほか市町村において発達相談などの事業を実施しており、支援の必要な方には対応できているのではないかという意見もあった。
- ・ これらを踏まえ、全市町村を対象に調査を実施し結果を踏まえ、必要に応じて各種ガイドライン等を修正する予定。